

周南市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

周南市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市介護保険条例の一部を改正する条例

周南市介護保険条例（平成15年周南市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（介護認定審査会の委員の任期）

第2条の2 周南市介護認定審査会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月21日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例による改正後の周南市介護保険条例の規定による委員の任期は、第2条の2の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(参 考)

周南市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>(介護認定審査会の委員の任期)</u></p> <p><u>第2条の2 周南市介護認定審査会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>